

印紙

2000 円

## 奨学金貸付契約書

株式会社シードを甲とし、●●を乙とし、甲は乙に学校法人近畿測量専門学校奨学金を貸付することについて、下記のとおり契約する。

### 記

#### 第1条（目的）

本奨学金貸与契約は、本来乙が費用を負担すべき自主的な近畿測量専門学校での修学（技能修得）について、乙の能力開発を促進するために行われるものである。

#### 第2条（奨学金の貸付）

- 甲は、乙に対し、令和●年●月から令和●年●月までの乙の近畿測量専門学校測量専門学科（1年制）の在籍に必要な学費（入学金 200,000 円+修学費 1,150,000 円）計 1,350,000 円を、奨学金として無利息で貸し付けることを約束する。
- 甲は、前項の奨学金を、乙の学費の支払い期間内に、近畿測量専門学校に対し、乙の学費として支払うことで、乙に引き渡すものとする。

#### 第3条（乙の解除権）

乙は、第2条第2項の支払いが行われる前であれば、いつでも将来に向かって、本契約を解除することができる。

#### 第4条（弁済）

乙は、甲に対し、第2条の奨学金を、近畿測量専門学校卒業の日から2カ月以内に全額を弁済する。ただし、本契約において、弁済について他の定めをした場合を除く。

#### 第5条（貸付の終了）

- 乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、甲は乙に対する奨学金の貸付を将来に向かって終了させることができる。
  - 第2条1項に定める時期に、学校法人近畿測量専門学校に入学しなかったとき
  - 学校法人近畿測量専門学校を退学し、又は退学させられたとき

- ③ 死亡又は精神若しくは身体の障害により修学が困難であると認められたとき
  - ④ 学業成績又は言行が著しく不良のため、卒業する見込みがないと認められたとき
  - ⑤ 虚偽その他不正な方法により、奨学金貸付を受けたことが明らかになったとき
  - ⑥ 届け出られている方法により連絡をしても連絡が乙につかなかったとき
- 2 乙は前項各号の事由が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 第1項により、貸付が終了した場合、乙は、既に貸与された奨学金全額を直ちに返済しなければならない。

#### 第6条 (連帯保証)

- 1 連帯保証人は、乙が本契約によって負担する一切の債務について、乙と連帯してこれを保証し、甲に対して、その履行の責めを負うものとする。
- 2 乙は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を甲に届け出なければならない。
- 3 甲は、前項の場合、新たな連帯保証人との間で、乙が本契約によって負担する一切の債務について連帯保証契約を締結する。

#### 第7条 (奨学金返済猶予および免除)

- 1 甲は、乙が、奨学金の返済期限を迎えるまでに、甲に入社した場合、在籍している間は、奨学金の返済を退職日まで猶予する。また、乙の甲への在籍期間に従い、下表に従い弁済を一部または全額免除する。

在籍期間	免除率
1年未満 (入社前も含む)	なし (返済額は貸与額の 100%)
1年以上 2年未満	20% (返済額は貸与額の 80%)
2年以上 3年未満	40% (返済額は貸与額の 60%)
3年以上 4年未満	60% (返済額は貸与額の 40%)
4年以上 5年未満	80% (返済額は貸与額の 20%)
5年以上	100% (返済不要)

- 2 乙は、甲を退職したときは、前項により免除されなかった奨学金を、退職日に一括弁済しなければならない。

#### 第8条 (届け出義務)

乙は、次の各号について、変更があった場合は直ちに甲に通知しなければならない

- ① 住所 大阪府岸和田市今木町 135 番地の 1
- ② 電話番号 072-441-1020

第9条（協議）

甲及び乙は、本契約に規定のない事項、又は本契約の規定に疑義を生じた場合は、相互に善意と信頼をもって協議の上、その取り扱いについて決定する。

この契約が合意に達したことを証して、本契約書 3 通を作成し各自署名捺印のうえ、各々1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所 大阪府岸和田市今木町 135 番の 1

氏名 代表取締役 服部 敏

乙 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名